

第3章 施策体系と施策の展開

施策体系

テーマ	項目	取組
テーマ1 生きる	(1)差別の解消と権利擁護	①人権啓発・人権教育の推進
		②市民的権利の保障
		③権利擁護の推進
		④虐待の防止
テーマ2 くらし	(2)生活支援	⑤相談支援体制及びケアマネジメント体制の充実
		⑥障害福祉サービスの充実(障害者児福祉計画)
		⑦福祉手当制度等の周知
		⑧情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
		⑨保健・医療体制の充実
	(3)生活環境	⑩福祉のまちづくりの推進
		⑪住まいの確保と住環境の整備
		⑫交通・移動環境の整備
		⑬防災対策の推進
		⑭防犯・消費対策の推進
		⑮地域における見守りネットワークづくり
		⑯セーフコミュニティ活動の推進
テーマ3 学び育つ	(4)療育・教育	⑰療育・支援保育の充実
		⑱支援教育の充実
		⑲放課後の居場所づくり
		⑳インクルーシブ教育の推進
	(5)社会参加	㉑スポーツ活動・レクリエーション機会の充実
		㉒文化・芸術活動機会の充実
		㉓ボランティア活動の促進
		㉔地域活動への参加の促進
テーマ4 はたらく	(6)雇用・就業	㉕就労支援の充実
		㉖雇用機会の拡大

テーマ1 生きる

【現状と課題】

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる「共生社会」を実現するためには、障害の有無に関わらず、尊厳と人権が確保され、市民全てがお互いを尊重し合い、あらゆる差別や偏見のない地域社会を築いていくことが重要となります。

本市では、広く市民を対象に人権講座やイベント等の人権啓発活動をはじめ、教職員に対する人権研修等を積極的に進めています。小中学校の児童・生徒に対しては、出前講座で車いすの体験学習等を通じて人権感覚を磨くための機会を提供しています。

市内事業所に対しては、障害者差別解消法の周知を進めています。

また、地域包括支援センターにおける認知症高齢者の相談対応をはじめとして、判断能力が不十分な人の権利擁護のために成年後見制度の利用支援を行っています。

しかし、市民(障害者手帳所持者)アンケート調査の結果では、障害があるために差別や偏見を感じる割合は36.9%（「よく感じる」と「ときどき感じる」の合計）となっており、前回調査に比べて高くなっています。また、障害者手帳所持者以外の市民を対象にしたアンケート調査の結果でも、46.3%（「よく感じる」と「ときどき感じる」の合計）が障害者に対する差別や偏見があると思うと回答しています。

障害者に対する差別や偏見を払しょくして、誰もが障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて取り組む必要があります。

図 障害があるために差別や偏見を感じるものの有無(障害者手帳所持者)

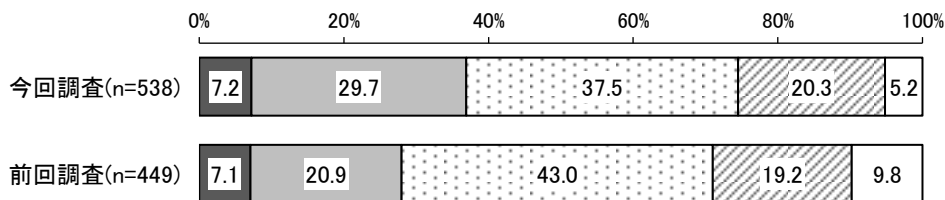
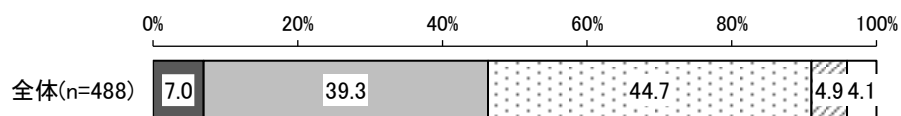


図 障害者に対する差別や偏見があると思うか(障害者手帳所持者以外)



■ よく感じる ■ ときどき感じる □ ほとんど感じない ▨ まったく感じない □ 無回答

【取組方針】

「障害者権利条約」「障害者基本法」の目的を広く市民に浸透するための情報発信や意識啓発及び権利擁護を、あらゆる機会を通じて行います。また、幼少期から自分を大切にするとともに相手も尊重するための人権教育を推進します。

テーマ1 生きる【取組内容】

項目	取組	主な内容	担当課
(1) 差別の解消と権利擁護	①人権啓発・人権教育の推進	市政全般においては、障害のある人の人権尊重を基本精神として、施策を推進していきます。 研修等を実施し、職員・教職員の人権意識の高揚を図ります。	障害福祉課 人事課 人権交流室 教育研修センター
		令和6年4月1日に改正される、障害者差別解消法について、事業者による合理的配慮の提供を義務付けること等の内容を松原市地域自立支援協議会の障害者差別解消部会を活用して周知や啓発に努めます。	障害福祉課
		関係機関・団体等と連携し、人権教育及び人権研修を推進します。	人権交流室
		内部障害や学習障害(LD)、注意欠陥／多動性障害(ADHD)、自閉症等の発達障害及び精神障害等、外見からはわかりにくい障害の特性について理解の促進に努めます。	障害福祉課 子育て支援課
		民生委員・児童委員等、地域の相談員との交流や地域の学校との交流を通じ、障害理解を深めるとともに障害に対する正しい知識の普及を図ります。	障害福祉課 福祉総務課
		障害者関係団体と連携し、啓発活動の促進を図ります。	障害福祉課
		学校において障害理解を含め、人権や社会福祉について触れる機会をより多く持つことで、子どもたちが関心を持ち、自分で考え行動できる力を養うために、幼児教育、学校教育等で一貫した人権・福祉教育を推進します。	教育推進課
		小中学生ボランティア講座を開催し、アイマスク体験、車いす体験等を中心に人とのふれあいを通じて人権感覚を育み、障害や障害のある人への理解を促進する内容の充実を図ります。	教育推進課
		「障害者週間」(12月3日から9日)、「人権週間」(12月4日から10日)について、今後も引き続きポスターや啓発旗等を用いて周知を図るとともに、障害への理解を深めるためのイベント活動等に取り組んでいきます。	障害福祉課 人権交流室
		障害のある人等が必要な配慮を書き込み常に身につけておくことで、緊急時や災害時、日常生活の中で困ったときに周囲の配慮や援助を受けやすくする「ヘルプカード」や「ヘルプマーク」の普及啓発を今後も引き続き行います。	障害福祉課

項目	取組	主な内容	担当課
②市民的権利の保障		「松原市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」にのっとり、職員のさらなる人権意識の高揚を図ります。	障害福祉課
		松原市地域自立支援協議会の障害者差別解消部会において、障害者差別解消法等の研修を実施し、障害を理由とする差別の解消に向けて、今後も継続して障害者に対する合理的配慮の提供について周知していきます。	障害福祉課
		市政に関わる情報提供を充実し、松原市施策推進協議会や松原市地域自立支援協議会等の施策・方針決定の場へ障害のある人の参加を進め、障害のある人の意見を反映できるよう努めます。	障害福祉課
		身体障害者手帳等をお持ちの方を対象とした郵便等による不在者投票や、代理記載制度等を活用し、選挙における配慮に努めます。	選挙管理委員会事務局
③権利擁護の推進		日常生活の見守りや金銭管理等を行う日常生活自立支援事業の周知を図るとともに、実施機関である松原市社会福祉協議会等への支援の充実を図ります。	障害福祉課 高齢介護課
		成年後見制度が円滑に利用できるよう、地域生活支援事業における「成年後見制度利用支援事業」(後見人等の報酬を助成)を推進するとともに、高齢者施策における成年後見制度の利用支援とも連携し、成年後見制度の利用促進を図ります。	障害福祉課 高齢介護課
		今後も人権に関するあらゆる相談を受け付けている人権相談や女性カウンセラーが相談を聞いて、不安や悩みごとに対して一緒に解決に向けて支援する女性相談等、各種相談窓口の周知拡大を図ります。	人権交流室
④虐待の防止		市民や事業者を対象に障害者虐待防止研修を行うとともに、引き続き障害者虐待通報窓口の周知に努め、虐待の未然防止・早期発見に取り組みます。	障害福祉課
		障害者虐待防止センター(障害福祉課内)において通報を受け付け、事実確認、訪問、対応検討会議等を実施して検証し、必要な指導、助言、支援を行います。	障害福祉課
		松原市地域自立支援協議会において、今後も引き続き虐待防止や差別解消法等についての研修を行い、制度の周知や啓発活動に取り組んでいきます。	障害福祉課

テーマ2 くらし

【現状と課題】

障害の有無に関わらず、身近な場所において必要な日常生活や社会生活を営むための支援を受けることにより、社会参加の機会が確保され、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されます。障害のある人が自己選択と自己決定を行うことができるよう支援をするとともに、障害福祉サービスや相談支援等を利用して、自らの望む暮らし方を支える体制が求められています。

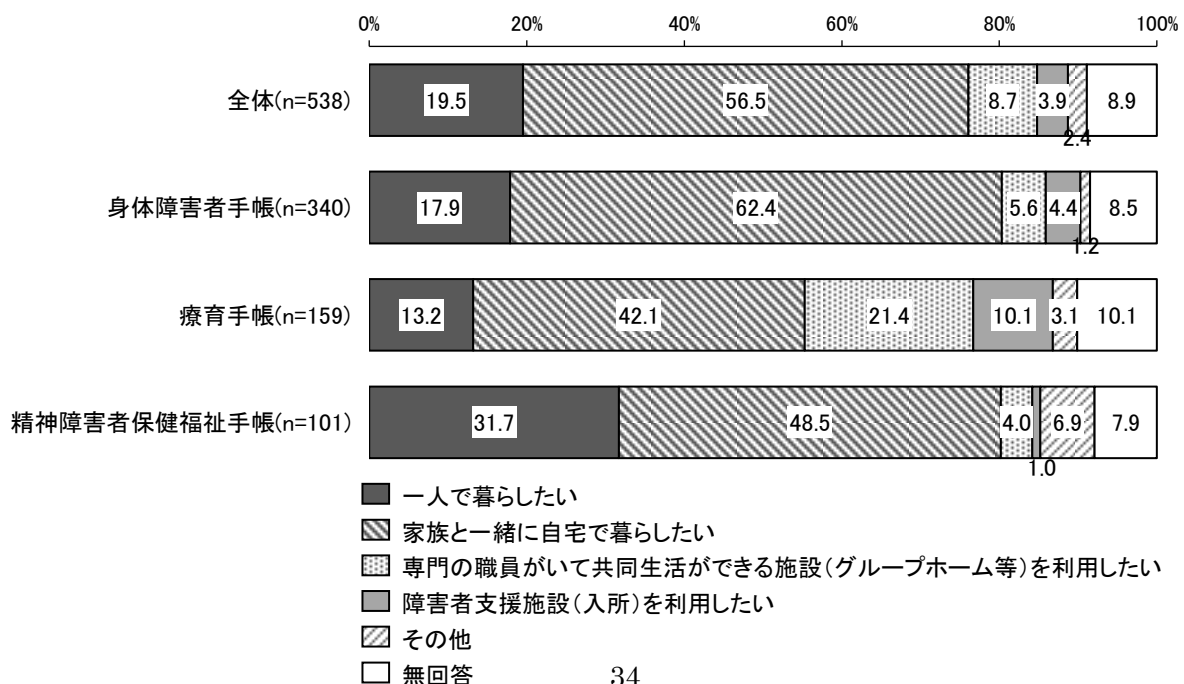
本市では、障害のある人や子ども及びその保護者に対する相談支援事業は、障害福祉課、子ども未来室、子育て支援センター、地域保健課を中心に行うほか、身近な相談場所として生活支援センター等で実施しています。障害福祉サービス等の周知を図り、利用を促進するために「福祉のてびき」の発行や相談時の情報提供を行っています。

障害児支援サービスの提供においては、利用希望の多い「放課後等デイサービス」の提供体制を充実することができましたが、市内障害福祉サービス等の事業者へのヒアリング結果では、運営上の課題として「人材確保が難しい」が多くの事業所に共通の課題として挙げられています。障害者関係団体からは、市内で不足している障害福祉サービスとして「短期入所」「グループホーム」等を挙げる声が聞かれています。

市民(障害者手帳所持者)アンケート調査をみると、今後の暮らし方として「一人で暮らしたい」と「家族と一緒に自宅で暮らしたい」を挙げる割合を合わせると 76.0%となっており、大半を占めています。障害者が望む暮らし方を可能にする障害福祉サービスや生活支援サービス、地域の受け入れ体制の充実が必要とされています。

障害者の健康支援では、妊娠期から始まる母子保健事業や成人期における疾病の早期発見と健康づくり、高齢者の介護予防、難病患者への支援を行っています。障害のある人だけでなく家族介助者も含めて、健康な状態を維持できるよう支援する必要があります。

図 今後の暮らし方



【取組方針】

相談支援では、乳幼児期から学童期、成人期、高齢期と切れ目のない相談支援体制を充実して、障害者がライフステージに応じた相談支援と障害福祉サービス等の提供、生活支援を受けることができるように努めます。相談支援や障害福祉サービス等の提供にあたっては、障害者の意向を尊重し、意思決定への支援を行い、本人が望む暮らしの実現を目指します。

保健・医療分野では、障害者の生活の質を高めるよう取組を進めます。

テーマ2 暮らし【取組内容】

項目	取組	主な内容	担当課
(2)生活支援	⑤相談支援体制及びケアマネジメント体制の充実	多様化・複雑化する相談内容に対応し、切れ目なく一貫した支援が実施できるよう、相談支援体制の強化や関係機関のさらなる連携を図るとともに、相談支援体制の評価・検証を行う体制を構築します。	障害福祉課
		松原市地域自立支援協議会を通じて、障害の状況やライフステージ、家庭や住まいの状況等の生活課題、障害福祉サービス等の利用意向に応じて各種の支援制度・事業、社会資源等についての情報提供に努めます。また、障害者自らの意思決定に基づき、必要かつ効果的な障害福祉サービス等が利用できるような相談支援の実施、障害福祉サービス等利用計画の作成に努めます。	障害福祉課 子育て支援課
		身近な地域における相談者となる障害者相談員や民生委員・児童委員の活動支援に努めます。また、これらの制度がより多くの人に利用され、周知を図るとともに、研修等によって相談員の資質向上を図ります。	障害福祉課
		地域の課題把握とその解決に向けた取組の協議・検討・調整等を、関係機関の参画のもとに進める機関として、松原市地域自立支援協議会の運営と活動の充実に努めます。	障害福祉課
	⑥障害福祉サービス等の充実(障害者児福祉計画)	障害者一人ひとりに合った適切な障害福祉サービス等利用計画が作成されるよう、指定相談事業者が行う相談支援の充実に努めます。	障害福祉課
自立支援給付において、在宅生活を支える「居宅介護」「重度訪問介護」、また社会参加の促進のため「同行援護」「行動援護」、日中の活動の場として「生活介護」「自立訓練(機能・生活訓練)」「就労移行支援」「就労継続支援(A型・B型)」について、関係機関と連携して、利用者本位の障害福祉サービス提供体制を充実するため、事業者の参入及び利用の確保に努めます。		障害福祉課	

項目	取組	主な内容	担当課
		障害福祉サービスや障害児支援サービス等の実施にあたっては、事業者への情報提供等により、実施事業者の確保とサービスの質の向上に努めます。	障害福祉課 子育て支援課
		障害者の日常生活を容易にするための支援として、「日常生活用具給付等事業」「補装具費の支給」を実施します。	障害福祉課
	⑦福祉手当制度等の周知	障害基礎年金等の公的年金制度の周知や特別障害者手当、障害児福祉手当等の各種福祉手当等の支給を継続します。	障害福祉課
		引き続き「障害者等タクシー料金助成事業」「交通機関の割引」をはじめとする各種制度の周知を広報まつばら、市ホームページや「福祉のてびき」を使って積極的に案内し利用促進を図るとともに、障害者の社会活動への参加等を支援します。	障害福祉課
		自立支援医療や福祉医療費等の医療費の給付・助成制度の周知を図るとともに、適正な利用を促進します。	障害福祉課 医療支援課
	⑧情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	引き続き、広報まつばらや「福祉のてびき」、市ホームページ等、多様な媒体を通じて、障害者施策に関する内容等を誰にでもわかりやすい表現で情報提供ができるように努めていきます。	障害福祉課 観光・シティプロモーション課
		市窓口到手話通訳者の配置、点字版印刷物等での対応等を継続するとともに、視覚障害者や聴覚障害者等への情報伝達手段を確保するため、手話通訳者や要約筆記者等の派遣体制の充実を図ることに加え、意思疎通支援者の育成・確保の取組にも努めます。	障害福祉課
		市のホームページについて、「音声読み上げブラウザへの配慮」「配色への配慮」「閲覧環境への配慮」等、アクセシビリティに配慮したページ作成に努めます。	障害福祉課 観光・シティプロモーション課
		様々な機会に松原市手話言語条例を周知するとともに、市民が手話に触れ、学ぶ機会を提供します。	障害福祉課
		市立図書館や読書の森(松原図書館)において、点字図書・電子書籍等を拡充する等、今後も利用者の利便性を図れるように努めていきます。	いきがい学習課
⑨保健・医療体制の充実	令和5年1月から開始した伴走型相談支援の実施により、出産後も引き続き必要な方への各種相談・指導・助言等の支援を行います。	子育て支援課	

項目	取組	主な内容	担当課
		発達障害を含めた障害を早期に発見するため、発達の節目に合わせた乳幼児健診や相談、訪問指導の充実を図ります。	地域保健課
		大阪府乳幼児健診未受診者対応ガイドラインに沿って、乳幼児健診未受診児の把握に努め、受診奨励を行うとともに、関係課と連携しながら、健診後の要観察児のフォローアップを充実します。	地域保健課
		成人に対しては、障害の原因となる生活習慣病の予防と障害の早期発見・早期治療のため、健康診査や各種がん検診の受診奨励、健康教室の周知と参加の促進を図ります。	地域保健課
		要指導者に対する事後指導の充実を努め、要医療者に対しては医療機関への受診を奨励する等、必要な保健指導を推進します。	地域保健課
		保険年金課と連携を図り、特定健診と各種がん検診のセット検診を行う等、受診しやすい体制を整えます。また、インターネット予約枠の拡充を行う等、予約を取りやすい体制を整えます。特定保健指導についても、特定健診時に実施する等、効率的に指導を受けることのできる体制を整えます。	地域保健課
		体力や筋力の低下により要介護状態になることを予防するため、介護予防事業を推進します。	高齢介護課
		近隣市町や関係機関との調整の中で、救急医療体制を整備していきます。	地域保健課
		松原市医師会を中心とした地域医療介護連携推進委員会によって医療・介護連携を推進します。	地域保健課 高齢介護課
		初期治療や健康相談を行うかかりつけ医のネットワークづくりを行っていくため、松原市医師会内に「地域医療連携室」を開設し、同医師会ホームページにおいて地域の医療機関の情報提供を行います。	地域保健課
		今後も引き続き、松原市医師会や松原市歯科医師会との連携のもと、市内でのかかりつけ医の導入に向け市民に対する啓発を推進していくとともに、障害のある人ない人に関わらず受診可能な医療機関について、同医師会ホームページ等で情報提供を推進します。	地域保健課
		障害のある人が、スムーズに家庭復帰や社会復帰が果たせるよう、医療機関や関係機関と連携して、医療機関から継続したリハビリテーションが受けられる体制の整備に努めます。	障害福祉課

項目	取組	主な内容	担当課
		引き続き、藤井寺保健所と連携し、市民に対して難病に関する正しい啓発や情報提供を行うとともに、市民の難病申請の利便性を図るために市立保健センター等を申請場所として提供します。	地域保健課
(3) 生活環境	⑩福祉のまちづくりの推進	「バリアフリー新法」や「大阪府福祉のまちづくり条例」の周知に努め、物理的バリアに対する市民の認識の向上に努めます。また、「松原市新バリアフリー基本構想」に基づき、心のバリアフリーを推進します。	障害福祉課 まちづくり推進課
		障害のある子どもの学習環境を整えるため、今後も必要に応じて多目的トイレ、スロープ、エレベーターの設置等、学校設備の改善及び設備の充実に努めます。	教育総務課
		スポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動への参加を促進するため、「松原市新バリアフリー基本構想」に基づき、鉄道駅や駅周辺の道路、公園、建築物等のバリアフリー化を推進します。	まちづくり推進課
		既存の公共施設については、計画的にバリアフリー化を推進するとともに、バリアフリー化事業の進捗管理を行います。	まちづくり推進課
		新たな公共施設の建設については、各施設管理者に対して「大阪府福祉のまちづくり条例」に準拠するよう、計画の段階から、障害のある人の意見を反映させる働きかけを行います。	まちづくり推進課
		民間施設についても、福祉のまちづくりについての啓発を強化し、公益性の高い施設から順次、施設の整備・改善への働きかけを行います。	まちづくり推進課
		⑪住まいの確保と住環境の整備	地域生活を希望する障害のある人に対して、地域定着支援事業や居住サポート事業等を活用して、住居が確保できるよう支援していきます。
		松原市重度障害者等住宅改造助成事業の周知に努めるとともに、事業を引き続き実施します。	障害福祉課
	⑫交通・移動環境の整備	障害者等タクシー料金助成事業や福祉有償運送等の促進において、医療機関やリハビリテーション施設等への送迎手段の確保に努めます。	障害福祉課 高齢介護課
		市内公共施設循環バス「ぐるりん号」の周知を図り、利用を促進します。	まちづくり推進課
⑬防災対策の推進	防災ガイドマップを活用し、防災意識の啓発、避難場所等の周知や徹底を関係各課で連携して行っていきます。	障害福祉課 危機管理課	

項目	取組	主な内容	担当課
		松原市総合防災訓練等、障害のある人も含めた市民参加型の防災訓練を引き続き行っていきます。また、避難所運営ネットワークを構築するため、障害のある人も含めた様々な人に参画いただくことで避難所運営の強化を行います。	障害福祉課 危機管理課
		避難行動要支援者名簿の更新を行うとともに、平時から災害に備えるため町会や自主防災組織、民生委員・児童委員、地区福祉委員等の地域の支援者へ名簿提供できるよう体制を整備しています。また、希望者には個別避難計画の作成を行います。	危機管理課 障害福祉課 高齢介護課
		福祉避難所となっている松原市総合福祉会館において、避難生活に必要なストマ用装具(排泄管理支援用具)等の支援用具の備蓄に努めます。	障害福祉課
		防災行政無線、防災ファックス、Eメール等、あらゆる情報通信媒体によって、災害時に障害のある人への確に災害情報が提供できるよう努めます。	危機管理課
		緊急時に、緊急通報システム、ファックス、Eメール等、障害に応じて最も適切な方法で、障害のある人から消防・警察等への緊急通信ができる体制を整備します。	消防本部警防課
	⑭防犯・消費対策の推進	市ホームページや広報まつばら、街頭での啓発活動等を活用し、防犯意識の啓発を行います。また、各団体で実施している青色防犯パトロール活動等により、防犯意識の促進を図ります。	市民協働課
		青色防犯パトロール車両購入及び維持管理にかかる費用補助を行い、地域の防犯活動を促進します。	市民協働課
	⑮地域における見守りネットワークづくり	町会・自治会や民生委員・児童委員、地区福祉委員等がそれぞれ連携しながら活動する環境づくりのために、定期的に会議を開催し、地域において障害のある人を見守り、支援を行うネットワークづくりに努めます。	福祉総務課
		援助の必要な方の居宅を定期的に訪問し、見守りや安否確認等を行います。	福祉総務課
	⑯セーフコミュニティ活動の推進	引き続き、松原市セーフコミュニティの各対策委員会において、地域の協力のもと、回覧板や掲示板等を活用し、広報まつばらやSNS等で相談機関を広報する等、幅広く周知します。	市民協働課

テーマ3 学び育つ

【現状と課題】

乳幼児から成人まで、障害の有無に関わらず人は学び、成長していく存在です。障害のある児童・生徒が、合理的配慮を含む必要な支援のもと、その年齢及び能力に応じ、その特性を踏まえた個別最適な学びの環境をつくとともに、障害のない児童・生徒と共に学ぶインクルーシブ教育の推進が求められています。また、障害のある人が自分の望む文化・芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう、環境を整備することが重要です。

本市では、発達相談件数が増加傾向にある等、療育を必要とする子どもが増加しています。また、就学前教育・保育施設、小中学校においても支援を必要とする子どもの人数が増加しています。保護者からの相談に対して、不安を払しょくし、個々の子どもに応じた適切な支援につなげる体制の充実が必要です。また、教職員の障害理解を深めて、質の高い障害児保育・教育を行うことができるよう、教職員の資質向上にも取り組む必要があります。

学齢期の障害のある子どもに対する放課後の居場所を確保し、多様な体験学習の機会の提供も求められています。

スポーツ・レクリエーション活動や文化・芸術活動では、障害者が観るだけでなく、自ら参加する機会の拡大と障害者の活動参加を支援する体制の整備が必要です。

障害のある人が地域で共に生きる市民として、地域生活を送れるように、地域活動への参加や当事者活動を支える仕組みも必要とされます。

【取組方針】

障害のある子ども一人ひとりの障害特性に応じた支援と個別最適な学びを保障する教育環境の整備を推進し、インクルーシブ教育の実践に取り組めます。

障害のある人が、多様な生きがいや楽しみを得られるよう、スポーツ・レクリエーション活動や文化・芸術活動を通じた社会参加や交流機会の拡大を図ります。

テーマ3 学び育つ【取組内容】

項目	取組	主な内容	担当課
(4)療育・教育	⑰療育・支援保育の充実	療育を必要とする児童が早い段階から一貫して必要な療育・指導が受けられるよう、地域保健課や子育て支援課及び医療・相談支援機関等の関係機関連携による早期療育支援体制の充実を図ります。	地域保健課 子育て支援課
		発達に課題のある子どもの家族への支援を実務者会議において必要な支援について検討し、問題解決につなげます。	子育て支援課
		地域で生活する障害のある児童の療育として「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「障害児相談支援」等の充実を図ります。	障害福祉課 子育て支援課

項目	取組	主な内容	担当課
		保護者等家庭支援を充実するため、療育相談体制を整備するとともに情報交換や交流の機会の拡大に努めます。	子育て支援課
		研修等の充実により、市職員、保育士、民生委員・児童委員等の障害児に対する理解力や保育・指導力の向上に努めます。	子育て支援課
		障害児の入所に応じた保育人員の加配、施設のバリアフリー化を推進します。	子ども施設課
		児童に発達課題があり就学に向けて不安のある保護者に対して、情報提供や就学相談を行います。また就学後についても安定した学校生活を送れるよう、児童及びその保護者に対し助言・支援等を行います。一人ひとりの教育ニーズや本人・保護者の意向に基づく支援が行えるよう就学支援委員会のさらなる充実に努めます。	子育て支援課 教育推進課 教職員課
		臨床心理士による発達検査や医師等の助言を得て、学校と就学先について協議します。	子育て支援課
		広報まつばらや市ホームページにより相談窓口の周知徹底を図ります。相談ニーズの把握に努めるとともに、利用手続の簡素化等、利用しやすい条件整備に努めます。	子育て支援課
⑱ 支援教育の充実		子どもの教育に関する保護者の悩みや不安を解消するため、一人ひとりに応じた教育の場が提供できるよう、学校・家庭・関係機関が連携し、相談の充実を図ります。	教育推進課
		市の教育相談室でも必要に応じて相談にあたり、相談機関の紹介、連絡調整を担えるようにします。	子育て支援課 教育推進課
		教育に関して、適切な教育環境の保障につながるよう、発達に課題のある児童については、保護者の希望に応じて所属機関と連携し、発達検査を実施します。	子育て支援課 教育推進課
		支援教育コーディネーターを配置し、支援教育体制の整備を推進します。	教育推進課
		教職員の研修等への参加を促進し、教職員の指導力・専門性の向上を図ります。	教育推進課 教育研修センター
		一人ひとりの子どもたちの状況に応じた適切かつ効果的な指導を進めるため、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的とする「個別の教育支援計画」の作成について、研修・学校訪問を通じて推進します。	教育推進課 教育研修センター
⑲ 放課後の居場所づくり		松原市内の留守家庭児童会室全てにおいて障害児の受け入れや放課後等デイサービスの利用を進めていきます。	子ども施設課 子育て支援課

項目	取組	主な内容	担当課
	⑩インクルーシブ教育の推進	全ての子どもたちが「ともに学び、ともに育つ」学校づくりや集団づくりを進め、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行うとともに、各学校園がユニバーサルデザインの視点を踏まえた授業の推進に引き続き努めます。	教育推進課
(5)社会参加	⑪スポーツ活動・レクリエーション機会の充実	「ボッチャ教室」や「グラウンドゴルフ教室」の種目及び利用者の拡大・充実を図ります。また、全国や大阪府等で開催される障害のある人の競技スポーツへの参加希望者については、参加を支援します。	障害福祉課
		障害者サークル活動を支援するとともに、新たな参加やサークルの組織化を支援します。障害者団体等によるレクリエーション活動を支援します。	障害福祉課
		日常的に参加可能な活動について情報収集し、障害のある人へ提供することで、活動機会の充実を図ります。	障害福祉課
		指導を行うボランティアの参加を呼びかけ、講習会により指導力を育成する等、障害のある人のスポーツ、レクリエーション及び文化活動に関する指導者の確保に努めます。また、大阪府等と連携して、指導員・審判員の派遣を行うとともに、技能向上のための講習会等への参加を支援します。	いきがい学習課
	⑫文化・芸術活動機会の充実	障害の有無に関わらず、郷土資料の展示、演劇公演、音楽会等、優れた芸術・文化に触れることができる機会の拡充に努めます。また、障害のある人が気軽に参加しやすい文化講座の実施を検討します。	いきがい学習課
		障害者週間において障害者の作品展を開催し、障害者の文化・芸術活動の意欲を促進するとともに、障害者の文化・芸術活動への理解と啓発を図ります。	障害福祉課
⑬ボランティア活動の促進	松原市社会福祉協議会にて実施している「ボランティア活動推進事業(まつばらボランティアセンター)」の機能充実を促進するとともに、活動団体への支援、講座や交流会等の実施、ネットワークづくりや情報発信を行い、ボランティア活動層の拡大と活性を図ります。 ボランティア団体・グループの運営を支援するとともに、研修会等によるボランティアの資質向上と相互の交流を促進します。点訳、朗読、要約筆記、精神保健福祉ボランティア等、障害のある人の社会参加を支援するため今後需要の増加が見込まれるボランティアの育成・確保を図ります。	福祉総務課	

項目	取組	主な内容	担当課
④	地域活動への参加の促進	松原市総合福祉会館を市民の誰もが利用でき、地域に開かれたふれあい交流の拠点としての利用を促進し、障害のある人や高齢者と市民との交流活動を推進します。	障害福祉課
		障害のある人や障害者施設及び家族会と地域住民との相互理解を深めるため、積極的に交流機会を提供していくとともに、「地域活動支援センター」の機能の充実を図ります。	障害福祉課
		障害者団体(当事者団体や家族会を含む)については、「障害者団体等社会貢献促進事業」の実施や、それぞれの目的に沿った自主的活動を支援します。	障害福祉課
		障害のある人も地域の一員として、町会、子ども会、ボランティア活動、まつり等の地域行事等、地域コミュニティ活動へ参加できるよう、環境づくりを進めるとともに、障害のある人への積極的な働きかけを行います。	市民協働課 地域教育課
		悩みを抱えた家族や介護者が地域で孤立しないよう、お互いの悩みを自由に話し合える場の提供や、家族会の組織化への支援を行います。	障害福祉課
		引き続き、ピアカウンセリングを実施するため、松原市社会福祉協議会と連携を図り、窓口等での周知活動に努めます。	障害福祉課
		精神障害のある人(当事者)が互いに支え合えるよう、当事者グループづくり等の活動への支援を行います。	障害福祉課

テーマ4 はたらく

【現状と課題】

働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、職場の理解や職場環境の整備が求められています。その上で、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難である人には就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、総合的な支援を推進することが重要です。

民間企業で雇用される障害者は年々増加していますが、働く上で困難を抱える障害者が多いことも現実としてあります。市民(障害者手帳所持者)アンケート調査では障害者の就労支援に必要なこととして、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が最も多く挙げられています。このことは、障害への理解が不十分な職場が多いことを物語っています。

また、本市の就労継続支援B型事業所における工賃平均額は、10,183円(令和3年)で、第6期松原市障害福祉計画の目標値を上回ったものの、大阪府平均(13,262円、全国平均は16,507円)を下回っています。

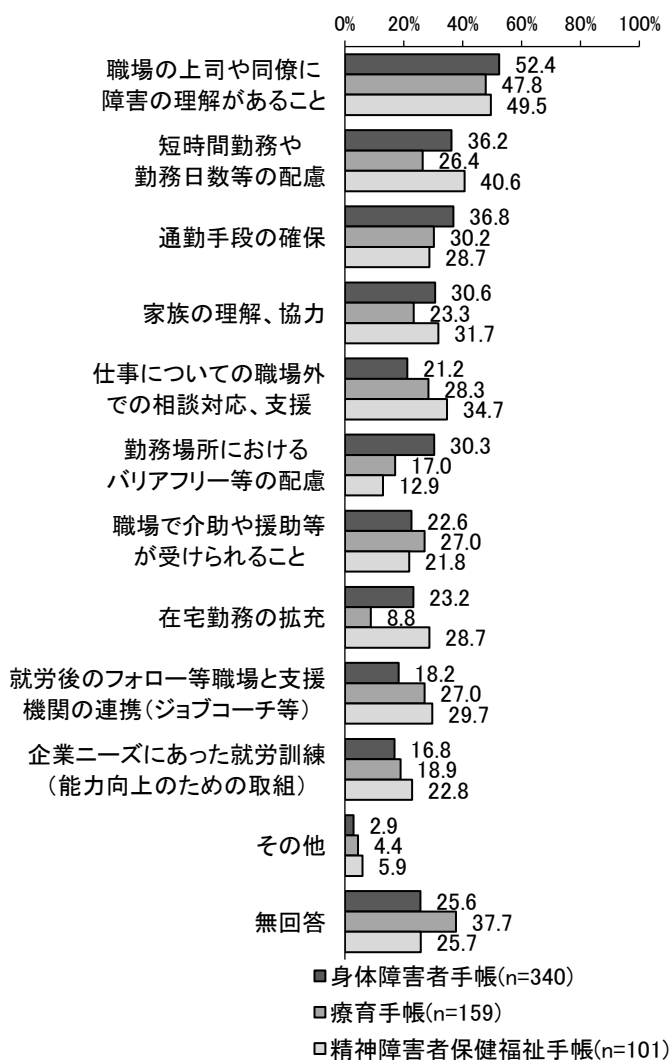
働く意欲を持つ障害のある人が、適切な合理的配慮を受けながら、働き続けられるよう、企業における取組の促進、就労継続に向けたサービスや職業訓練機会の充実等が求められます。

さらに福祉的就労においては、雇用・福祉施策が一体となって、就労支援に係る専門的人材の確保を推進するとともに、障害者本人や企業等からの新たな支援ニーズに対応する必要があります。

【取組方針】

障害福祉課と産業振興課が協働して、関係機関と連携することにより、障害のある人に向けた職業訓練機会の提供、きめ細かな職業マッチングの実施、就労相談、就労継続支援を行うとともに、事業所への働きかけを行います。

図 障害者の就労支援に必要なこと【障害種別】



テーマ4 はたらく【取組内容】

項目	取組	主な内容	担当課
(6) 雇用・就業	②⑤就労支援の充実	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、障害者就労支援施設等の提供する物品・サービスの優先購入(調達)を推進します。	障害福祉課
		一般就労が困難な障害のある人に対し、就労継続支援等の障害福祉サービスを提供し、福祉的就労を支援します。就労継続支援を提供するサービス事業所の確保に努めます。	障害福祉課
		大阪障害者職業センター、大阪職業能力開発校、藤井寺公共職業安定所、南河内北就業・生活支援センターと連携し、就労に関する相談・指導体制の充実を図ります。相談・助言については、就職前から就職後のフォローまでの一貫した支援に努めます。	福祉総務課 産業振興課
		障害のある人の雇用・就労相談に関わる市職員の資質向上に努めます。	障害福祉課 産業振興課
	②⑥雇用機会の拡大	藤井寺公共職業安定所及び南河内北就業・生活支援センターと連携して、企業や事業主に対して「特例子会社制度」「障害者試行雇用事業(トライアル雇用事業)」等の各種助成制度の周知及び活用の促進を図ります。また、障害者雇用に関する企業からの相談にきめ細かく対応できる体制の充実を図ります。	障害福祉課 産業振興課
		障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、藤井寺公共職業安定所等と連携して法定雇用率未達成企業に対する啓発を行います。	障害福祉課 産業振興課
		一般企業への就職を希望する障害のある人に対して、一定期間、知識や能力の向上、実習や職場探し等を行う、就労移行支援を推進し、適性に合った職場への就労を支援します。	障害福祉課
		職場定着を進めるため、就労定着支援事業の活用等を通し、事業者に対して障害のある人が働きやすい職場環境への改善と従業員の理解促進を呼びかけます。	障害福祉課 産業振興課
		大阪障害者職業センター等と連携し、職業適応援助者(ジョブコーチ)助成金制度の周知を図るとともに、利用を促進し、障害のある人の特性を踏まえた専門的な援助を行い、職場への定着を支援します。	障害福祉課 産業振興課